

# 条例案を委員会付託

平成28年第2回定例会において、市長より議案が提出され、「東松島市震災復興メモリアルパーク条例について」ほか2件を委員会付託により審査。その他の議案を書面、質疑等により審議し、全議案可決しました。

## 東松島市震災伝承館条例に修正し可決

新規制定として提出された「東松島市震災復興メモリアルパーク条例」は、産業建設常任委員会に付託され、総務常任委員会との関連が深いことから、総務常任委員会との連合審査とした。

本条例は①震災伝承館②震災遺構③祈念広場を設置し、その維持管理運営を行うための条例で、連合審査会及び産業建設常任委員会での審査の結果「完成していないメモリアルパークを条例名に冠していることは適切でなく、また条例の内容もそのほとんどが伝承館に

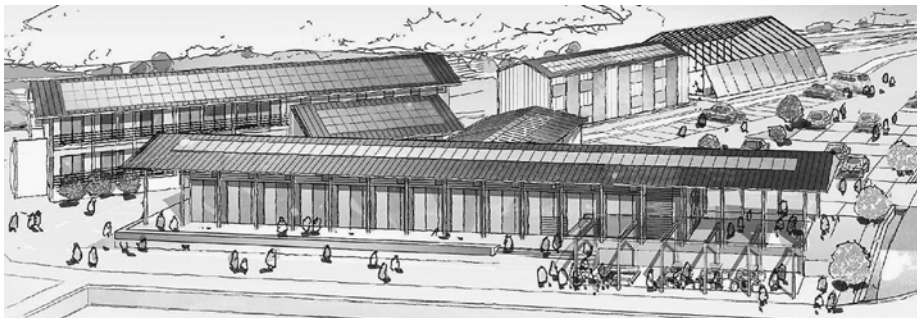


▲伝承館となる旧野蒜駅舎

関する条例になっており、現存している施設を震災復興伝承館とした内容の条例にする」との理由で修正案が出され、採決の結果修正可決となった。23日の本会議において委員会における修正可決の委員長報告は総員賛成で可決。

## 東松島市宮戸地区復興再生多目的施設条例を可決

新規制定として提出された「東松島市宮戸地区復興再生多目的施設条例」は、産業建設常任委員会に付託され、委員会審査では、本条例は公益的な協働によるまちづくりや持続可能なエネルギー利用等を図る目的に宮戸地区に市民センターや農林水産業体験施設等を設置し、その維持管理運営を行うための条例であり、「原案可決すべきもの」と委員長報告があった。なお、運営に当たっては①第1条2項に「東松島市域における定住を前提とした新規就農を希望する担い手の誘致促進」とあり、定住を確実にするための運用を図られた。②使用料については、第11条に基づき別表で定められているが、その他の経費については詳細に規則で定めておくべきである。という口頭による委員会としての意見が報告されました。



よる委員会としての意見が報告されました。

## 東松島市地方活力向上地域における固定資産税の不均衡課税に関する条例を可決

国・県が推進する地域再生計画に準じた制度であり、企業誘致は定住化に向けた雇用促進、人口増加、少子化など様々な課題に関連する事業である。本市においては、被災跡地に産業用地を抱える状況から、企業誘致促進のための施策として必要な制度と考えられる。今後は、この条例を生かした粘り強い企業誘致活動が期待され、委員会で慎重審査の上、原案可決すべきとの委員長報告があり、本会議において全会一致で可決した。



▲粘り強く企業誘致を